

## 平成 25 年度 第 1 回 仙台市景観総合審議会 議事録

日 時 平成 25 年 5 月 28 日（火） 午後 14:00～16:00

会 場 仙台市役所本庁舎 2 階 第 5 委員会室

出席委員 涌井 史郎委員, 石田 秀輝委員, 武山 良三委員, 宮原 博通委員  
杼窪 昌之委員, 渋谷 セツコ委員, 渡辺 祥子委員, 志賀 秀一委員  
飯尾 正彦委員, 庄司 俊充委員, 巖 爽委員

欠席委員 馬場 たまき委員, 佐藤 盛雄委員

仙 台 市 都市整備局長, 中村理事, 板橋次長, 菊池次長, 相沢次長, 吉野参事  
都市計画課, 道路計画課, 百年の杜推進課, 東西線沿線まちづくり課  
青葉区街並み形成課, 宮城野区街並み形成課, 太白区街並み形成課,  
若林区街並み形成課, 泉区街並み形成課

事 務 局 都市整備局計画部都市景観課

そ の 他 宮城県 都市計画課

1. 開会	
2. 局長挨拶	
小島局長	<p>都市整備局の小島でございます。本日はご多忙の中、審議会にご参集いただきましてありがとうございます。</p> <p>5月と言えば、仙台の新緑の季節、一番良い季節ではないかと思っております。今年は5月初旬の連休あたりは、まだ寒さが厳しかったのですけれど、実は2週間前の毎年行っている青葉祭、時代絵巻でございますけれども、その辺りから天候が大分良くなってきてございます。</p> <p>以前にも報告等させていただきました青葉通のまちづくり協議会が昨年度、発足いたしました。所謂『景観』については、この審議会でも以前も、先生方から様々なご議論をいただきました中で、景観とは、静的な景観だけではなく動的と言いますか、所謂人の動き、そのようなものを合わせた総体として景観なのであるというご審議、ご意見を賜りました。</p> <p>青葉通まちづくり協議会も、実は青葉祭のときに、市長の一声もあったのですけれど、青葉祭に何か参加できるような具体的な動きがあってもいいねとお願いをしたところ、快く協議会で引き受けてくれまして、我々とコラボという形で青葉通でオープンカフェを開いていただきました。人の賑わいの中に、ひとつの景観的な風景として、いい動きがあったなと思っております。そのような中、今後とも景観行政につきまして、市民との協働において我々として進めていきたいと思っております。</p> <p>本日の議事につきましては、お手元の次第に書いてございますけれども、先だっでご審議いただきました、景観計画の一部変更、これの市民意見が出ましたので、それについてのご審議と、もうひとつは、屋外広告物条例が制</p>

	<p>定されてから大分経ってきています。我々としては、一定の広告物規制については、成果はあったものと評価しているところがございますけれど、やはり社会経済状況が大分変わってきているという中で、一旦客観的、俯瞰的に見直して、必要な改正はあってしかるべきであろうと考えております。我々のその課題認識等につきまして、若干説明をさせていただき、皆様方からご意見を賜って、今日キックオフとさせていただければと思っております。</p> <p>諸々、他にも報告等がございますけれども、ご審議をよろしくお願い申し上げます。</p>
3. 会長挨拶	
涌井会長	<p>涌井でございます。</p> <p>今日はお忙しい中、多くの審議会のメンバーの方にお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>前は2月6日、前年度に、この審議会を開催させていただきまして、新年度に入ってから、お話がございましたとおり、パブコメの結果を踏まえて、今日が初めてということになります。後ほどご紹介いたしますけれども、その間、嬉しいこともございまして、渋谷委員が代表を務めておられます団体（建築と子供たちネットワーク仙台）が、平成25年度の都市景観大賞を受賞されたそうです。定禅寺通が23年度に都市空間部門を受賞してしまっていて、そういうことも仙台市の景観の今後に非常に価値のあることと考えている次第であります。</p> <p>今日は様々な視点でよろしくご審議を頂戴いたしたいと思っておりますので、どうぞよろしくご願ひいたします。</p>
4. 議事	
(1) 仙台市『杜の都』景観計画の一部変更について	
涌井会長	<p>議事に入る前に、議事録署名人について決めさせていただきたいと思っております。まず1名は私、そしてもう一方は庄司委員をお願いをしたいと思いますので、どうぞよろしくご願ひいたします。</p> <p>【庄司委員 了承】</p> <p>それでは議事に入らせていただきます。</p> <p>本日の議事は、皆様にご案内してありますように、『仙台市「杜の都」景観計画の一部変更について』、パブリックコメントを受けたものであり、併せて二番目として、『屋外広告物のルール改善に向けて』です。</p> <p>まず第一番目の議題、『仙台市の杜の都の景観計画の一部変更について』、前回の審議会で事務局より説明がありました変更案でパブリックコメントを行い、その上で今日の議題になっております。そのご説明をいただきたいと思っておりますので、よろしくご願ひいたします。</p>
事務局	【議事資料1の説明】
涌井会長	<p>この議案につきまして内容の説明をいただきました。これについて委員の先生方からのご意見はいかがでしょうか。</p> <p>【委員からの意見 無】</p> <p>パブリックコメントのご意見を踏まえ一部修正を行い、更に前回の我々の審議会の意見も踏まえ修正をいただいたということですが、これについてはよろしいでしょうか？</p> <p>【委員 了承】</p>

	<p>ありがとうございます。それでは、景観審議会として、この案で決定することにしたと思います。</p> <p>では次の議案ついて、事務局からご報告を頂戴したいと思います。</p>
(2)仙台市屋外広告物条例の改正に向けた検討について	
事務局	【議事資料2の説明】
涌井会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>キックオフということで、難しい投げられ方をしたわけでありまして。お話がありましたように、現行の制度での改善指導については、様々な形で限界がある。刑事告発をしても、法的に訴訟での勝訴を担保しがたい向きもある。したがって、どうしたら良いかという中で、営業停止制度についてはどうなのだろうか、これが一点目です。</p> <p>それから、武山委員から前回我々に話題提供をしていただきましたが、街の魅力度を高めるため、広告物規制とのバランスをどう調整するか。そういうことを考えたときに、ひたすらに規制だけでいいのか、むしろ誘導、或いは場合により、公益性があるのなら、それを活用するという考え方もあるのではないかというお話であり、我々も深く感銘を受けたところであります。そういうことを前提にして、現行制度を見ていきますと、ルールについて、具体例でご説明がありました。</p> <p>新幹線や高速道路、どちらかというとも高速な交通機関ですが、スピードがあれば当然、視野狭窄になり、目線は真正面に向いていくことがありますけれど、さほど高速交通機関がない時代の規制であり、それを前提にして現在の500mという一律の規制について、果たして現実的なのかどうか。</p> <p>学校等について、一団ではかなりの規模であります。全て文教施設であるから禁止で良いのかと。とりわけ博物館であるとか、或いはアミューズメント施設でも、その延長線上である場合には規制をされてしまう。</p> <p>自然公園内の温泉地も、山道にここが温泉場ですと、例えば広告物を出したいと思ってもそれが自然公園内である場合は、禁止になってしまう。</p> <p>我々が東京から仙台に来たときに、郊外のお寺に行きたいと思っても、観光案内看板のような類はですね、掲出が禁止される場合がある。</p> <p>電柱や消火栓、そういう日常の暮らしの中で馴染んでいるようなものについても、低層住宅の中においてどうなのだと。</p> <p>異なる許可基準、用途地域、住居と商業と跨っているような場合について、広告物の掲載についてはどうなのだと。</p> <p>それから一番重要だと思いますけど、都心ビジネスゾーンでの屋上広告はどういうことが適正なのか。更に、市民協同から言えば、コミュニティーデザインがかなり重要視されますが、そのコミュニティーデザインに関連するイベント、例えば祭礼とか防犯とか、それについての幟旗であるとか、一時的な仮設のそれらについても規制がされてしまう。</p> <p>こういったことについて、我々はどういう問題意識、見解を持つのかという問いかけだと推察されます。</p> <p>色々ご意見を頂戴したいのですが、例えば私の承知している範囲では、パリでは、屋外広告物を取りまとめ、一定のデザインに全部統制し、その代わりその収益で、自転車を用として「ヴェリブ」、要するに自転車をパリ市内に三千数百箇所ステーションを設けてプジョーの自転車を置いています。</p>

	<p>パリ市は一銭も出さないで、自動車をパリ市内からできる限り駆逐し、メトロ降りたら貸し自転車でということをやっているケースもあります。その考え方だろうと思います。</p> <p>欧米が必ずしも良いのかというとなかなか難しいことで、アジア的な価値観もありますし、或いは仙台的な価値観もあるかもしれない。単なる制度上の議論だけではなく、先ほど説明者の糸賀さんから哲学的なという話がありました。文化的な資質なり文化的な議論、或いは我々としてどういう所見を持ち、規制緩和、或いは規制強化するのかというあたりも問われることになる気がしますので、そう簡単に、紋切り型の逐条主義でそれぞれを考えていくわけにはいかない。一番重要なことは、委員の先生方の色々なお立場からのご意見を頂戴しながら、練り込んで練り込んで練り込んでいくことが、非常に重要だという気がしますので、そういう主旨で検討をしていただきたいと思います。ご意見どうぞ自由をお願いします。</p> <p>では、まずは今のお話について、広告物について様々なご意見をいただいている、宮原副会長からご意見を頂戴したいと思います。</p>
宮原副会長	<p>只今の会長のお話、そして武山先生の投げかけも踏まえ思いますのは、これから仙台における屋外広告物を考えていく際に、仙台における歴史や街の中の暮らし、経済活動など、仙台にはこういう文化があるから環境整備がなされるという大きなベースとして文化があって良いと思います。</p> <p>そうすると、単に 500m という基準など規制をする上での線引きも、ひとつの考え方としてはあるかもしれませんが、仙台は質をもっと重視するとなれば、仙台の街の豊かさを表現するとか、色々な期待感を持たせたりとか、広告が仙台の発展性を感じさせるとか、ひとつの文化として表現するとか、そういうことを考えていくのが、これからのヒューマンスケールの都市ではないかと思います。</p> <p>そうすると、質をどう作りこんでいくのかということですが、規制よりも誘導・活用を重視していったら良いと思います。広告物は用途地域ごとなどに基準があったりしますけれど、どこにおいても仙台の文化を感じさせるようなものという、色の問題やデザインの問題もあるでしょう。そういうことを誘導するデザインコミッティのような仕組みも考えていかななくてはならないと思いますし、そういう仕組みを踏まえたこれからの屋外広告物の存在を議論していく必要もある。そんなふうにあります。</p>
涌井会長	<p>はい、ありがとうございます。</p>
庄司委員	<p>色々とお話をお伺いしまして、一律の規制はどうかと思いました。街の活性化や、歴史を感じさせる地域住民の声を重視しながら地域に合った広告物が非常に大事だという気もします。</p> <p>郊外での観光案内看板で、市街化調整区域では 5 キロより離れた位置では駄目となっているようですけれど、先ほど会長が言ったように、遠距離から来ると、名勝や温泉、スキー場など、わかりにくい方もいますので、駄目という規制はどうか、見直したらどうかと思いました。</p> <p>新幹線や高速道路は、運転しながらよそ見する人もあまりいないのではないかな、殆ど前向いているのであって、新幹線は運転手さんは見るわけでもないし、お客様は景色も看板も見る方もいると思いますけど、やはり駅近くや街の中心部では、街の雰囲気や賑わいなりを看板で感じる場合もあります</p>

	<p>ので、あまり 500m という部分はどうなのかなと。その辺もやはり考えていかなければならない部分かと思います。</p> <p>街づくりの活性化という部分では、看板は街づくりに大変活かせるものだと思っておりますので、あまり画一的な決め方ではなく、地域の声を取り入れながら緩和していくという、街づくりの活性化に向けての作り方も、あっても良いのではと思っております。広告物とは商店街にとって大変大事なひとつの広告媒体であろうと思ひますし、縛るだけではない方向に少し緩和していったら良いかなと思ひます。</p>
涌井会長	はい、どうもありがとうございます。
石田副会長	<p>基本的には宮原先生がおっしゃった方向、今庄司先生がおっしゃったとおりのと思うのですが、緩和は一方的な緩和ではなくて、やっぱり条件は必ず付けなくてはいけない。その条件は一体なんですかということ、正に文化とか美しさとか、要するに、何と言うか宮原先生と同じかもしれないですけど、今まで個の利益の看板だったのが、総体の利益という概念が本質的に流れている状態での緩和以外にはないんじゃないかな。今までの経緯があつて今の規制があるわけですから、一方的な緩和というのはいないんじゃないかと思ひます。</p> <p>個としての会社の利益から、街全体としての総体の利益とするならば、ひとつの手段として色や形を決めるとか、そういう制約はあるでしょうけど、何らかの街を代表するひとつの文化を象徴する色や形といいますか、そういうもの制約の中で緩和をするというのは、本質的に大事にしていかなければならない視点でないかということ、ご説明も含めて思ひました。</p>
涌井会長	はい。ありがとうございます。その他いかがですか。
杼窪委員	<p>私も、業界を代表して発言させていただきます。</p> <p>このお話は、我々業界にとっては画期的なことだと思ひます。今までは、屋外広告物法のクライアントさんの無知を我々業者が補いつつ満足を図っていくため、我々が色々な形で勉強し、資格を取つて対応してました。その中で色々問題がございまして、国家資格を持つ方と単なる講習のみの業界の方、両極端ありまして、一生懸命資格を取つてくださいと動いていたのですが、今回のお話は緩和ということで本当に画期的で、正直びっくりしています。</p> <p>ただ、石田先生がおっしゃる様に、緩和に関しては、やはり一定の制限を設けなくちゃいけない。仙台にお住まいの方はわかりますが、観光の広告だとしても、秋保まで行く街道の乱雑な看板が良い例です。あれで OK だされたのでは我々業界でもセンスを疑うということもございまして。</p> <p>また、武山先生がご講義したデザイン的に優れたような屋外広告は、やはり市街化区域に限った方が、私は良いのではないかと個人的に思ひます。というのは郊外型まで、あのようによりますと、仙台的文化も失うのではないかと個人的には思ひます。</p> <p>全国的に先進的都市というのがございまして、武山先生もお住まいになっている近くの金沢で、官と我々業界と優れたデザイナー専門の方が、毎週定期的に申請あつた看板のデザインを、会議によって、許可を出す、出さないというのを決めるのですね。言論の自由がございまして一概には難しいかもしれませんが、そういう形で審議すれば、比較的というより、かなり素敵</p>

	<p>な屋外広告ができるという現実がございます。その辺を仙台市も目指しているのかなと勝手に想像いたしました。</p> <p>違反広告物ですが、確かに分母の方が多くなっています。福岡の例ですが、実に市街地の 8 割が違反広告だったそうです。仙台も福岡も都市的規模としては大差がないのですから、かなりの違反広告がその気になればどんどん見つかります。ただ、一般の方はこれは違反なのかわかりませんし、クライアントさんすら自分の看板が違反なのかわからないというのが現状でございます。</p> <p>本当に自分の意見だけで恐縮ですけど、ご参考になればと思います。</p>
涌井会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>先ほどご説明いただいた中で、あれだけの件数が示されたのは、仙台市がこの景観行政について、それぞれの区役所を含めて、非常にきめの細かい周知の仕方がされていると、私はたいしたものだと私は感じましたし、仙台市のご努力に敬意を表したいと思います。</p> <p>その他いかがですか？</p>
厳 委員	<p>今の話の続きですが、個人的には違反物件に対し一定の厳しさをもって規制していくことも必要であると同時に、先ほど先生方がおっしゃったように、全部統一したデザインしたりすると、その地域の文化とか、地域性が失われてしまいますので、そういうことを重視していくことが最も重要だと思います。</p> <p>我々から見ると欧米の街並みは実に統一感が取れていて美しいのですが、欧米の建築家などが日本に来たときには、逆にこの文化を新鮮に思えたり、面白さのひとつだったりするようです。でも、看板、張り紙が乱立している状態は、そのままにしていくわけにはいきませんので、規制としてはどうするかという先ほどまでの説明を伺っていますと、大きさとか距離とか、そういう客観的に測れるものに対しての規制はかけやすい一方で、個別に対応することができなくなったりというデメリットもありますよね。</p> <p>個人的に思うのは、看板は大きさの問題ではないということです。大きくても良いものは街の活性化に繋がりますし、地域性に基づくデザインコンセプトを作って、それを規制にし、誘導していく。同時にそのデザインコンセプトに従わないものに対しては、厳しく制限していくという方向性がいいのではないのでしょうか。1日2日という短期間では難しいとは思いますが、山とか川とか住宅地、それから都市部と仙台の色々な個性豊かな地域性を整理して、それに対してそれぞれのデザインコンセプトを丁寧に作り運営していく。業者の方もそれがあれば、少しはクライアントさんを誘導しやすいのではないかと思います。</p>
涌井会長	<p>ありがとうございます。その他いかがでございましょうか。</p>
渡辺委員	<p>雑感となってしまうかもしれませんが、規制を緩めていくというのは、基本的には性善説に則って、「このくらいは分ってくれるだろう」というところでやらなければならないと思うのです。</p> <p>ただ実際には分らない人もいるわけですから、根底に「こうありたい、こうなりたい」というものを持ちながら厳しく規制をかけていく部分と、入り口をちょっと柔らかくというか、「これはこうだけれども、これに関してはその範囲ではない」というような、最初からシャットアウトではない入り口、</p>

	<p>聞く耳を持つ部分の双方が必要なのだと思います。</p> <p>一応の規制はあっても、そこからでも可能性があるんじゃないかなというところを話し合っていくうちに、それが誘導なのか、教育なのかわからないんですが、双方が育ちあっていく。規制によって感覚が育っていくということもあるのではないのでしょうか。</p> <p>全てがシャットアウトではなく受け入れたり、規制する側も今回のように、柔軟に変わっていくことで相手も変わっていく。今までだったら相對する、敵と味方みたいなものが、共に共生しあい良いものを作り上げていくような誘導の仕方、そういう規制が実はできるのではないかなと考えていて、そうなったらとても良いなと思いました。</p>
涌井会長	<p>ありがとうございます。いかがでしょうか。</p>
渋谷委員	<p>先ほどのご説明の内容は、規制を緩和するというより、景観の質を違った観点から求めて作っていくということではないかと思います。景観法がありますし、この委員会でも前にも話が出と思いますが、宥養委員がおっしゃったような、新しい大型の看板や重要な位置につける広告塔、それから建築も含めて景観に関することが出てきたときに、果たして良質な景観かどうかを審議する委員会のようなものが欲しいという声はずっと出ていました。目指したいのはやっぱりそこののだと、今お話を伺っていて思いました。</p> <p>口で言うのは簡単だけど非常に難しいことです。だけど仙台市はもう、それをやっていかなければならない段階にきているのかもしれないと思ったんです。規制を結果的に緩くするならば、それは非常に諸刃の刃のところがあります。世の中にはどうしても違反をする部類の人たちもいらっしゃいますし、犯罪に繋がることもあります。規制とは、国民、市民の生活を良質なものじゃない方向にもっていくものに対しては、厳しい規制を加え作り上げていくことが必要だと思います。</p> <p>時間が潤沢にあるわけではないので、ある程度一定の時間を区切る必要はありますけれど、早くしてほしいと思うのは、横断的に考えることです。景観のことを景観課だけで考えるのではなくて、別な課とも一緒になって考えることが必要だと思います。公園課とか道路課とか、色々な課と横断的に考えるというのがまず必要だと思います。それと、何かやってみようということを、例えば規制を緩めることが果たして良いかどうかといつまでも審議するのではなくて、兎に角やってみることが必要だと思います。失敗を恐れなくて一旦やって、それで駄目だったらまた少し方向を変えていく、そういう態度が必要だと思いますし、基本的には良質な景観を育てていく方向になってほしいと思います。</p> <p>もうひとつ、屋外広告物と似ていて、非常に困ることがあります。建築そのものを広告塔のように扱うというか、建築物そのものに広告のような質を持たせることで、屋外広告物条例に規制を受けなくてできてしまう。以前大変なことがありましたよね。八幡神社の近くにレストランができて、物議を醸したのですが、淘汰され今は何事もなかったようですけど、お店側の人に対しては、お気の毒なところもあります。市民が、あなたのお店止めなさいと言ったり、店を存続したいからこの建物は残したいとか、市民同士でぶつかり合うことがあってはいけないと思います。そのためにも、仲立ちをする、中心、ハブのような役割をする景観検討委員会みたいなものが、ぜひ</p>

	ひ必要じゃないかなと感じました。
涌井会長	はい、ありがとうございます。
志賀委員	<p>街を歩いている時や車に乗っている時に、目に余ると言いますか、目にうるさいと言いますか、啞然とするような看板に時々出くわすことがありますよね。ご意見が色々出ておりましたけど、ある種の規制というものはどこかで持ち続ける必要があると思います。色んな考えを持つ人もいるという発想が規制の軸になると言いますか、文化とか色々キーワードもありますが、やはりある種の規制というものをどこかで担保しておく必要があるのではないかと思います。</p> <p>看板も昼見るときと夜では全然違ったり、気分の良いときと悪いとき、見る方の主観によっても相当変わります。それに、人によってやっぱり自分ではすごいと思っても、他の人に聞くとそうじゃないという見方をしているという、非常に判断基準が難しいところがあります。そういう見る目をもっと養えば良いのかもしれませんが、規制をある種設けることは、そういうことから必要だと思いました。</p> <p>それから、郊外に行ったとき、本当にわかんなくてぐるぐる回ってしまうようなことがあります。特に積雪の多いところは、除雪した雪に看板隠れちゃって、スキー場の看板が見えなくなって、何の役目も果たしていない。地域の特性に応じて、看板か道路サインなのか機能がありますし、役割を考えると、市街化調整区域だからではなくて、迷わずにそこに行けるサインピクトのようなものは、ちょっと扱いが違うのではと感じました。</p> <p>私、ラッピングバスもちょっと怪しいなと思っているんです。見ていると、ここまでやって良いんだろかと。財源になっているとかあるかもしれませんが、動く広告物と見ることが可能ですので、そういう意味では、私はもうひとつ工夫をすべきだなと。なぜなら本当にもうラッピングですよ。後ろにちょっと載っているのがありますし、他所の事例がわからないのでぜひ伺いたいことですが、単に置いてある、或いはビルに括り付けられている看板だけではなく、そういうものにも景観条例で、何かの規制と言いますか、どういうものであれば良いのだと、どういうものは考えるべきなのだということがあっても良いのかなと感じることがあります。</p> <p>国で観光立国を宣言し観光庁ができたときの言葉、「僕の家も景色のひとつ」という言葉がずっと私の頭にあります。中はシャンデリアであれ古い建物であれどうぞ自由に、でも外は公共財だと。だから一定の理性を色々働かせて、迷惑だとか何だこれと思われたい。逆に言うと皆さんから良い家だね、この街に似合っているねと、そういうのを探し出していくという努力がそれぞれ問われているのかなと思います。</p> <p>国分町は夜と昼歩いてみると、全く違って見えますが、それはあの場所だからで、私は基本としては、自分たちの家の中は自由にやって良いのでしょうけど、一歩外からの目を感じたときには、「僕の家もやっぱり景色のひとつ」という言葉を頭に置くべきだと思います。仙台は人が訪れる、1,800万ほどの交流人口がある東北の最大の観光都市ですので、訪れる方の目線もたなければいけないという意味からも、看板ひとつとっても、外から見てもどうなのかという発想が、必要だと思います。</p>
涌井会長	はい、ありがとうございます。



	<p>ご専門の武山先生は最後にご意見を頂戴するとして、飯尾さん何かございませんか？</p>
飯尾委員	<p>皆さんのご議論を聞いておりました、規制も一定部分大事ですし、逆に表現というか、営業主からすると広告の必要性という部分、ネット文化の中で言うと、広告の在り方というか本当に必要なのかということもあります。また海外とか、仙台に他の地域から来られた方でも広告を見て初めてわかる部分もありますので、私としては規制は必要な部分もあるのですが、やはり仙台特有の広告のあり方を考えていく必要があると思います。</p> <p>先ほど営業停止の話もありましたけれども、何が何でも規制、規制ということではなくて、一緒に考えて行きましょうという意味の規制であれば、私も有意義かなと思います。広告は一切しては駄目という方向ではなくて、より良い環境を作るという意味での指示の在り方は大事なかなと思いました。</p>
涌井会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>武山先生、色々ご意見が多分にあると思いますが、お願いします。</p>
武山委員	<p>皆さんのご意見を拝聴していて、こういう話がこういう正規の委員会で作られることに、本当に驚いていると言いますか、感動していると言いますか、ようやく日本もここまで来たなというところがあります。</p> <p>その地域の状況に応じていくために、例えば屋外広告物法も各自自治体に権限が委譲されているわけです。口火になりました高速道路の話ですけど、おそらくアメリカの影響を受けたと思います。アメリカの高速道路美化法というのがありまして、これが高速道路沿道の広告を禁止していると、それを国土交通省の方で理解されたのだと思いますが、アメリカの場合は都市部を抜けますとすぐに自然区域になります。ですから、そういう規制にしなければならないという部分があるんです。ところが日本の場合は、非常に混在していると言いますか、最近では郊外に出たと思ったら、すぐに次の街に入っていく。或いは高速道路が、今や地方部では生活道路なんです。ですから、ちょっと隣に買い物に行くのに高速道路で行って生活必需品を買うという状況が生まれてきていますので、自然区域を走る道路、或いは高速鉄道という概念では全く括れない状況にあると思います。ここに日本の都市部の多様性と言いますか、混在している部分の非常に難しいところが出ているかと思えます。</p> <p>私は民間時代に、鉄道のサインをずっとやっていて、マニュアルを作って駅名標識とか色々つけていくのですが、マニュアルが役に立つのは、本当に一部でして、例外だらけです。通路幅が狭いとか、高さがなくてとか、要するに全く日本の都市そのものなのです。アメリカでは標準化ができるものが、日本では標準化できないという状況があって、そういう色々なタイプの広告材でそれを煩雑に感じてしまう。隣の芝生は綺麗に見えるじゃないですけど、ヨーロッパは綺麗だけれど日本はくちやくちやになっているという思いがどうも過剰に反応している部分があるわけです。けれど、もう一度自分たちの周りを見直したときに、くちやくちやかもしれないけれど、混在しているところにやはり我々の魅力があるのではないかと。色々な考え方の人がいても和を持って尊しとすべしじゃないですけど、一緒に暮らしておられる。そこがもう一度考え直すべき、先ほど文化とおっしゃいましたけど、部分ではないかなと思うんですね。</p>

そうしたときに、ひとつのルールではなかなか解決できません。梓窪委員からも出ておりましたけれども、デザイン審査会が、現在考えられるひとつの答えではないかなと理解しております。金沢の場合は、金沢市立美術工業大学から5人の教員が交代で毎週のように出ています。富山もやっていますが、富山大学からは1人ですから、2週間に1回でも大変な作業になるんです。そういう枠組みをどう作っていくかということがまず一点です。

もうひとつ、金沢でもできていない点は、市民に見える形にすることです。富山でもお願いしているのですが、審議会やデザイン審査会に上がってきている事例、そしてそれを改善していただいた事例を公開しますと、これほどわかりやすい事例はありません。「なるほどこうか」、「こうやったらこう良くなるのか」、「これなら行政もOKしてくれるな」というのが、全部出てくるわけです。ところが、色々プライバシーなどの問題で、現在出せていません。広告主さんの許可も得つつ公開する枠組みができると、本当にその場で、市民の方々も巻き込んだ議論ができるのではないかと思います。

最後になりますけど、インターネット時代になりまして、本当にバーチャルな買い物と言いますか、家にいながら多種多様なものが買い物できると、下手すると街に商業行為に行くことをしなくても生活できてしまう世の中が現実になっています。そのときに逆に、街の魅力を高めていくということが、地域が存続していく上で非常に大きい課題になるかと思っています。魅力を高めるために商業者さんが喜んでご参加いただけるような広告物の枠組みを作っていく限り、良くなっていかないかなと思います。

涌井会長

はい、ありがとうございます。  
今日、様々なご意見を頂戴したわけでありまして。私も最後に意見を言わせていただくと、仙台はジャズなのかな、或いは演歌なのかなと考えていきますと、どうしてもやっぱり私の頭の中に浮かんでくるのは、クラシックなんです。それもどちらかと言うと、スメタナのような、そういうイメージですね。バーンスタインでもないなど。楽曲全体の中身が全部同じトーンかと言えば、テーマは繰り返されたとしても、ある一小節は、結構面白いテンポで入ってくる。言ってみると、景観というのはそういうものだと思うんですね。

我々はシークエンシエル（【sequential】連続しているさま）、シークエンス（【sequence】連続。連続して起こる順序。）と言いますが、移動とか時間、空間だけではなくてそこに時間の概念を入れたときに、初めて景観の価値が染み込んでくる。そういう仙台市民が共有できる仙台のある種のキーがどういうキーなのかと模索することがすごく大事ですね。そのキーの合意形成がなくて、美が乱丁にありで、何でも乱れた方が面白いんだと走っていくのも非常に具合悪い。したがって、レギュレーション（【regulation】規制。規則。）とは一体何のためかといえ、やっぱり調和を図るためのルールに厳格であるべきだと思っています。そういう面では、石田副会長の方からお話がありました公益性、共益性と言っても良いかもしれませんが、共に利益がある、その上でそこに何らかの広告物があるというようなやり方であれば、非常に意味があるのかなと思います。

最近、テレビコマーシャルを見ていても、売りたいものを前面に出して売るコマーシャルはダサいと感じるわけで、そうではなくて、何かある種の主

	<p>張をしている中に、「あ、こんなことか。」と思ったら、その商品名が浮かんでくると、我々にとって非常に印象深いということがしばしばある。その方向性をどう考えていくのが大事で、そうした意味では、少し手間のかかる地道な作業かもしれませんが、今日問題提起になった点を、我々はしっかり検証して、市民の皆さんと共に議論をして、最終的にどういう仕組みを組み立てるのかということまで、やはり持っていくべきだと。単に規制緩和とか、或いは規制強化とかという議論ではないですね。</p> <p>景観というのは私こう考えています。「景」の字は、京という字に日が乗っているわけですから、その土地が光り輝く有様ということ。「観」とは即ち心に映ずる物。つまりその土地が光り輝く有様が、どう心に映じてみんな共有されるかということに、景観の価値があるとそんな風に考えておりました、そういう視点から、熟度のある議論をあまり急がないでぜひ作業班の方で組み立てていただきたいなと思います。</p> <p>次回は10月ということですが、1回きりではなくて、その途中ででもヒアリングも重ねていただいて、場合によればワークショップなり、或いはシンポジウムなどを入れて、多くの市民の方々の参画を得ながら、ある種の景観行政を浸透させる。うちはクラシックなのか、それともジャズなのか演歌なのかということをお互いに何となく納得しあうというステージがしっかりしないと具合が悪いと思いますので、そうした議論を重ねていくのはいかがでしょうか。ぜひ、そういうことで作業班の方にもお願いしたいと思います。</p> <p>どうもありがとうございました。今日の正式な議題2つは、ここで閉じさせていただきます。</p>
<p>5. 報告事項 平成25年度 ー建築</p>	<p>都市景観大賞【景観教育・普及啓発部門】受賞について と子供たちネットワーク仙台（宮城県仙台市）ー</p>
<p>涌井会長</p>	<p>ここで、街並み形成シートのお話をさせていただくのですが、その前に、先ほどご紹介しました渋谷さん、おめでとうございます。ちょっと一言頂戴できればと思います。</p>
<p>渋谷委員</p>	<p>私たちNPOで「建築と子供たちネットワーク仙台」というのを20年来しています。仙台市の景観要素を子供たちのデザイン学習の題材にしてやってきました。今回、都市景観大賞に応募してありましたところ、本当にありがたいことに大賞を受賞させていただくことができました。本当に色々皆様のご協力がなければ、こんなことはできないわけで、会員は30人ぐらいで、活動の中心はそのコアメンバー10人ぐらいでやっています。会員の皆様も会費を払って支援してくださっていて、仙台市さんとも、もう10年以上、長いこと色々なことで協働しながらご支援いただきました。</p> <p>今回は景観的に重要だと思っております二つの建造物、堤町のまちかど博物館と景観重要建造物にもなっている旧丸木商店店蔵が震災で壊れてしまい、震災後子供たちのデザイン学習に取り入れて修復することができました。この2年間の活動自体を応募させていただき、ここにあります「子供たちが参画する歴史的建造物の景観再生プロジェクトー出会いから震災復興までー」というテーマで賞をいただいたものでございます。</p> <p>本当にありがとうございました。これからもよろしく申し上げます。</p>

涌井会長	おめでとうございます。 仙台市にとっても嬉しい話だと思います。
(1) 青葉通の景観地区指定に向けた取組みについて (2) 街並み形成シートについて	
涌井会長	さて、時間もなくなってきましたが、報告事項が2つございます。ひとつは、青葉通における街づくりにおける取組み、そして街並み形成シートでございますが、これについてご報告を頂戴したいと思います。
事務局	【報告事項1の説明】
涌井会長	はい、ありがとうございます。これは皆様もご存知のとおり、石田副会長が、およそ4年位前からずっと取り組んでいただきまして、ひとつひとつ積み上げてきているものであります。 ご質問は後でまとめて受けることにしまして、次をお願いします。
事務局	【報告事項2の説明】
涌井会長	はい、ありがとうございました。こちらも景観部会で色々ご審議いただいて、できるだけ景観というものを、地域密着型にしていこうという試みであります。行政的には景観行政の範囲をかなり広げた部分になると思いますけれども、こういう取組みこそが、先ほど私が申し上げた、言わば仙台市としてのキーを考えていくということに繋がっているんじゃないかと思っております。ますます部会は大変だろうと思っておりますが、部会に関係する先生方にはひとつよろしくお願いたします。 これが審議と報告であります。ちょっと一言だけ、先ほど私付け加え忘れたんですけど、これから仙台が減災・防災を考えていく上で、減災・防災に関する標識なり、或いはその表示が、かなり重要な場面があって、規制の話と切り離して考えることができない。そのことは一度議論するだけの価値があると考えておりますので、この点はひとつ、作業グループの方でお忘れないように、心がけていただければと思います。 それでは、2つのご報告についてご質問なり、ご意見ございますか？
巖 委員	青葉通カフェ、これは常設ではないようですが、予定は定かではないと思いますが、例えば期間限定でももう少し長い期間やるという可能性はどうでしょう。
涌井会長	はい、どうぞ。
糸賀課長	今回の青葉通カフェを、もう少し恒常的にできないかというご質問でございます。今回は東西線のPRということもあって、やや急な取組みでございましたので、その辺については正直白紙ではございます。もうひとつ、青葉通も含めて、我々は地元主導でまちづくりを進めていこうということで、あまりうちの方でお仕着せがましいような形ではやらない方が良いのかなということで取り組んでおります。ただ、今回の取組みについて地元の皆さんは、役員会などでもとても良かったと、カフェのある街というような取組みというのはどうだろうと、まだ初期的な入り口のお話ですので、決まったお話ではないですが、そういう声なども出ておりますので、これでスッパリやめるということではなく、何らかの広がりをもっていくのではないかと考えております。以上です。
涌井会長	はい、ありがとうございます。よろしゅうございますか？

巖 委員	はい。
涌井会長	<p>その他いかがでございましょうか？</p> <p>それでは時間もちょうどまいりましたので、本日の審議、報告事項については、これで閉じさせていただきたいというふうに思います。</p> <p>皆様、円滑な審議のご協力ありがとうございました。</p> <p>では、事務局にお返しします。</p>
6. 閉会・その他	
事務局	【連絡事項】